

# 羽咋市にぎわい交流拠点ロゴマーク等制作業務委託仕様書

## 1. 業務名

羽咋市にぎわい交流拠点ロゴマーク等制作業務委託

## 2. 目的

令和6年夏の開業を目指し、現在建築工事を進めている羽咋市にぎわい交流拠点（以下「本施設」という。）の、案内表示（看板等）や印刷物、ホームページ等で使用するための、施設のシンボルマーク・ロゴタイプ及びロゴマークの作成を行う。

## 3. 履行機関

契約締結日の翌日から令和6年3月29日

## 4. 対象施設

羽咋市にぎわい交流拠点（愛称：L a k u n a （ラクナ）はくい）

## 5. 業務内容

- (1) 施設のシンボルマークの作成
- (2) 施設のロゴタイプの作成
- (3) 施設のロゴマークの作成
- (4) シンボルマーク、ロゴタイプ及びロゴマークの使用マニュアルの作成
- (5) 羽咋市にぎわい交流拠点新築工事の工事監理者や工事事業者との調整及びサイン監修
- (6) 成果品の作成

## 6. 成果品

上記5に関わる成果品をファイルに綴じ1部提出すること。また、各成果品の電子データ（A d o b e 社 P D F 及び I l l u s t r a t o r 形式等）も提出すること。

## 7. 留意事項

- (1) 上記5（1）、5（2）、5（3）の業務は、令和5年10月31日までに完成し、電子データ（A d o b e 社 P D F 及び I l l u s t r a t o r 形式等）を提出すること。
- (2) 「いしかわ景観総合条例」や「いしかわ景観総合条例施行規則」など関連する最新版の各種法令（施行令及び施行規則等を含む）、条例、規則、要綱等を遵守すること。
- (3) 業務の実施に当たっては、「羽咋駅周辺整備基本構想」（令和元年）、「羽咋駅周辺整備基本計画」（令和2年）を十分理解すること。
- (4) プロポーザルでロゴマーク案等が決定するものではなく、業者決定後改めてデザインを作成すること。

## 8. その他

- (1) 成果物として納品されたものの著作権及び使用权は、羽咋市に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ羽咋市と協議し、決定する。